

国際トレンド



国際会計士連盟 (IFAC)
中小事務所アドバイザーグループ
メンバー

ひぐちなおふみ

樋口 尚文

IFAC—中小事務所アドバイザーグループ (SMP AG) ニューヨーク会議報告

2022年4月25日から27日にかけて、国際会計士連盟 (IFAC)・中小事務所アドバイザーグループ (Small and Medium Practices Advisory Group: SMP AG) の対面とウェブによるハイブリッド形式の会議が開催された。対面形式での開催は2019年10月以来2年半ぶりであり、半数のメンバーが対面で出席した。本稿では、これらの会議の概要を報告する。なお、SMP AGの会議は非公開であり、議題に関連する資料の公表も行われておらず、限られた内容であることに留意されたい。

1 革新的な実務家 (Innovative Practitioners) 紹介の取組み

IFACでは、「将来に備えた会計プロフェッション」に業務を転換することを支援しており、革新的な実務家の紹介をIFACのウェブサイトなどを通じて行っている。

今回の会議では、事務所のデジタル化のトレンドについてアイルランドの会計士であるPaul Redmond氏によるプレゼンテーションが行われた¹。Redmond氏の説明によると、アイルランドの会計サービス市場においても、①報酬の低下、②コンプライアンス業務は将来AIが担う、③変化する規制への対応、④人材獲得

の困難さが課題としてあげられている。

Redmond氏の事務所では、100%デジタル化の達成、効果的な業務チームの組成、事務所の提供サービスをコンプライアンス業務からアドバイザーに転換することで付加価値を向上させたとのことである。

100%デジタル化とは、すべてをリモートにするというわけではなく、事務所も所在し、対面でのコミュニケーションも重視しつつ、業務ソフトウェア、業務プロセスや文書がデジタル化されるということであった。

アイルランドでのアドバイザー業務とは、具体的にはM&A、CFO業務の受託、管理会計、税務戦略の立案と提供及びプロジェクト管理の提供などがあげられ、コンプライアンス業務よりも難易度は低いものであるという説明もあった。

SMP AGのメンバーからも質疑が行われたが、特にトリアージ会計という実務について議論が行われたので紹介する。これは、アイルランドでは、クライアントの事業の状態や財務諸表の状態を把握し、選択ではなくソリューションを提供するようなことのようにであった。一方、アメリカのメンバーからは、トリアージ会計とはクライアントの緊急事態に備えるものとして考えられているというコメントがあった。具体的には、①主要な経理担当者の突然

の失職、②不正の疑いや実際の不正（現在進行中の不正も含む）、③異常なプロジェクト/特殊な状況、④ターンアラウンド、リストラクチャリング、レシーバーシップ、破産などの場合に、職業会計士が、スポンサーなど利害関係者のための専門サービス提供時に使われる用語のようである。

2 IFACによる腐敗防止の取り組み・弁護士会との協働

IFACのスタッフから、国際法曹協会（International Bar Association：IBA）と協働して進めている、腐敗防止の取り組みについて説明が行われた。近い将来、目的やビジョンを示す文書を公開するようである。

取り組みの目的は、具体的には、汚職と金融犯罪に関連するより良い成果を推進する上で、その潜在能力を發揮すること、及びこれらの問題に関して、公益のパートナーとして、また善導する力として、プロフェッションをより肯定的に世間に認識させることということである。

戦略の実施方法としては、①教育、②国際基準（NOCLAR）、③エビデンスに基づく政策立案への貢献、④エンゲージメントとパートナーシップ、⑤リーダーシップとアドボカシーを考えているということであった。

SMP AGのメンバーからは、

- ・ 弁護士と職業会計士では、クライアントに対する立場が異なるのではないか。たとえば、職業会計士はNOCLARの倫理規程があることから、クライアントが違法な行為をする場合には行動規範があるが、弁護士も同様なのだろうか。
- ・ 守秘義務なども各国で法規制が違うのに、共通の目標を定めてよいのか。
- ・ マインドセットも違うし、既に、職業会

計士には、監査における職業的懐疑心や、倫理規程の基本原則などが定められている。など、あまり肯定的な意見は聞かれなかった。

3 タスクフォース活動

① スモールビジネス支援

小規模事務所を支援するために、①完全デジタル化、②デジタルマーケティング、③データ分析ツール、④AIと機械学習、⑤その他の新しいツールやテクノロジーについての意見交換を行い、SMP AGのメンバーに内容をフィードバックした。今後アウトリーチも行う予定であり、いずれIFACのウェブサイトでも成果を公表する。これらの支援策は、会員支援機能が弱い、英語をビジネスで用いているPAO（会計士団体）には有用なものとなっている。

② 倫理規程対応

テクノロジーと監査業務の定義及びグループ監査のIESBA公開草案についてのコメントレターを形成するためのディスカッションを行い、SMP AGのメンバーに内容をフィードバックした。コメントレターは国際会計士倫理基準審議会（IESBA）に後日提出する。

4 品質マネジメント基準に対応するツール開発

アメリカでは大規模な会計事務所であるRSMの品質及びリスク担当のグローバル・パートナーであるMarion Hannon氏から、同事務所の品質マネジメント基準への対応について説明が行われた。

RSMにとっての課題としては、以下のようものがあげられた。

- ・ 経営資源

- ・ 基準と実際のギャップへの対応
 - IT - 新しいソリューションの実装に時間がかかる場合がある。
 - 情報とコミュニケーション - 非公式である可能性がある。
 - ・ 根本原因の分析 - どうすればいいのか？
 - ・ 変化への抵抗
 - ・ ポリシーは存在するが、遵守されているか？
 - ・ 規制当局
- 機会としては、以下があげられた。
- ・ 既存の非公式なポリシーの公式化
 - ・ ポリシーと手続の見直し
 - ・ ガバナンスの改善
 - ・ 事務所全体の参画
 - ・ 最終的には、品質の向上

その後、SMP AGのメンバーとの間で質疑が行われた。

また、質疑の過程で、複数のベンダーが品質マネジメントのツールを提供しているということ²、また、CPAカナダから、Big 4 会計事務所と中堅事務所が協働して作成した具体的なツール³を公表していたことなどが紹介された。

ただし、小規模な事業体のみならず、監査・保証業務を提供する小規模事務所に適した品質マネジメントのツールが必要であるというコメントもあった。

5 人材管理とリテンション

日本に限らず、海外の会計事務所でも人材の定着が大きなテーマとなっている。人材紹介会社のRobert Half社のSteven Fields氏から人材管理のトレンドについてプレゼンテーションが行われた。

質疑の中でわかったのは、海外の事務所、特にコモンウェルス系の法域の場合、国境がほとんどないということである。たとえば、あるメンバーからは、事務所の

パートナーが数多く退職しており、他の法域(たとえばイギリスなど)に簡単に転職してしまい、経験の浅いスタッフをパートナーにせざるを得ないということ、また、報酬水準や柔軟な働き方、デジタル化などうまく対応しないと若い世代が全く獲得できず、事務所が成長できない、逆に成長戦略を描くためには様々な人材獲得・リテンション施策を行わなければならない、それでも人材流失が絶えないのが悩みであるということであった。

6 IESBAからの説明

IESBAの新議長のGabriela Figueredo Dias氏、ボードメンバーのRich Huesken氏及びSenior DirectorのKen Siong氏から以下の項目についての状況の説明が行われた。

- ・ 新議長のスピーチと将来の戦略及び作業計画(サステナビリティを含む。)
- ・ テクノロジー
- ・ その他(PIEの定義、タックスプランニング、ベンチマーキングなど)

SMP AGのメンバーからのコメントでは、サステナビリティに関して、職業会計士でない者を対象として検討することに抵抗を覚えるというものがあつた。さらに、ベンチマーキングでは、アメリカの米国証券取引委員会(SEC)/米国公開会社

計監視委員会(PCAOB)のルールとIESBAを比較して単純にアメリカのルールを導入することは法的枠組みや文脈が全く違うので、SECルールが厳しいからといって単純にあわせるようなアプローチはとらないでほしいというコメントがあつた。

7 IAASBの戦略と新基準の提案

国際監査・保証基準審議会(IAASB)議長のTom Seidenstein氏及びDirectorのBeverly Bahlmann氏から以下の項目についての状況の説明が行われた。

- ・ LCE監査基準(複雑ではない企業の監査)とCUSP(複雑性・理解可能性・適用の柔軟性・バランス)
 - ・ 不正及び継続企業
 - ・ サステナビリティ/ESG保証 など
- SMP AGのメンバーからのコメントでは、LCEやCUSPについては、基準開発等の進捗を強く支持する声が多かつた。一方、不正については、あらゆる企業を対象とするという説明について、驚きとともに、強い反対意見が表明された。海外の中小事務所のクライアントは、大半が中小企業であり、上場会社など同列にするのは困難という理由からである⁴。不正対応を監査上の主要な検討事項(KAM:Key Audit Matters)に記載するにしても、統治責任者(TCWG:

Those Charged With Governance)が全く理解できていないのにこれ以上長文化してよいのかというコメントがあつた。

また、サステナビリティ/ESG保証については、基準やガイダンス開発もよいが、大規模事務所と違って中小事務所は体制が整備されていないので、教育研修も教育パネルなどと協働して充実してほしいというコメントもあつた。

<注>

- 1 Redmond氏の事務所のウェブサイト <https://www.rda.ie/> (2022年5月20日閲覧)
- 2 紹介があつたのは下記の2社である。
 - ① Inflo社 <https://inflosoftware.com/en-gb/products/quality-management/> (2022年5月20日閲覧)
 - ② Caseware社
- 3 <https://www.cpacanada.ca/en/business-and-accounting-resources/audit-and-assurance/standards-other-than-cas/publications/implementation-tool-new-quality-management-standards> (2022年5月20日閲覧)
- 4 日本の不正リスク対応監査基準も、上場会社及び一定規模の金融商品取引法監査を対象としており、階層化している。